



## 平成17年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成16年11月15日

上場会社名 **株式会社 大分銀行**  
 コード番号 8392  
 (URL <http://www.oitabank.co.jp/>)

上場取引所(所属部) 東証市場第1部、福証  
 本社所在都道府県 大分県

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 高橋 靖 周  
 問合せ先責任者 役職名 取締役総合企画部長 氏名 衛藤 公 秀 TEL (097)534-1111  
 中間決算取締役会開催日 平成16年11月15日 中間配当制度の有無 有  
 中間配当支払開始日 平成16年12月10日 単元株制度採用の有無 有(1単元1,000株)

### 1. 平成16年9月中間期の業績(平成16年4月1日～平成16年9月30日)

(1) 経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
平成16年9月中間期	24,867	(0.7)	4,906	(10.3)
平成15年9月中間期	24,703	(8.8)	4,448	(133.9)
平成16年3月期	49,878		9,151	

	中間(当期)純利益		1株当たり 中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
平成16年9月中間期	2,388	(13.1)	16	55
平成15年9月中間期	2,747	(156.0)	19	3
平成16年3月期	4,978		34	14

(注)1. 期中平均株式数 平成16年9月中間期 144,307,352株 平成15年9月中間期 144,349,826株  
 平成16年3月期 144,340,517株

2. 会計処理の方法の変更 無

3. 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

### (2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭
平成16年9月中間期	2	50		
平成15年9月中間期	2	50		
平成16年3月期			5	00

### (3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
平成16年9月中間期	2,511,958	117,878	4.7	816 95	(速報値)9.33
平成15年9月中間期	2,451,775	111,162	4.5	770 15	8.85
平成16年3月期	2,501,112	117,038	4.7	810 61	9.04

(注)1. 期末発行済株式数 平成16年9月中間期 144,291,795株 平成15年9月中間期 144,338,996株  
 平成16年3月期 144,321,877株

2. 期末自己株式数 平成16年9月中間期 194,547株 平成15年9月中間期 147,346株  
 平成16年3月期 164,465株

### 2. 平成17年3月期の業績予想(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期 末	
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
通 期	50,000	9,500	8,300	2 50	5 00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 57円52銭

上記の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他の関連する事項につきましては、添付資料の6ページを参照して下さい。

## 比較中間貸借対照表(主要内訳)

株式会社大分銀行

(単位:百万円)

科 目	平成 16 年 中間期末(A)	平成 15 年 中間期末(B)	比 較 (A - B)	平成15年度末 (要約)(C)	比 較 (A - C)
(資産の部)					
現金預け金	39,064	36,728	2,336	38,328	736
コールローン	137,109	72,781	64,328	92,906	44,203
買入金銭債権	5,599	11,764	6,165	6,823	1,224
商品有価証券	716	198	518	431	285
金銭の信託	9,848	6,253	3,595	6,755	3,093
有価証券	700,955	702,130	1,175	708,833	7,878
貸出金	1,553,617	1,558,721	5,104	1,576,441	22,824
外国為替	1,895	1,731	164	1,831	64
その他資産	13,485	16,238	2,753	24,321	10,836
動産不動産	41,114	41,074	40	41,151	37
繰延税金資産	14,937	18,401	3,464	13,775	1,162
支払承諾見返	34,212	34,021	191	33,321	891
貸倒引当金	40,599	48,269	7,670	43,810	3,211
資産の部合計	2,511,958	2,451,775	60,183	2,501,112	10,846
(負債の部)					
預金	2,123,555	2,166,355	42,800	2,144,722	21,167
譲渡性預金	161,325	72,287	89,038	97,425	63,900
コールマネー	33,123	30,615	2,508	55,815	22,692
借入金	2,252	2,527	275	2,500	248
外国為替	27	41	14	34	7
その他負債	16,917	13,237	3,680	27,206	10,289
賞与引当金	838	848	10	822	16
退職給付引当金	13,412	12,705	707	13,439	27
再評価に係る繰延税金負債	8,414	7,972	442	8,784	370
支払承諾	34,212	34,021	191	33,321	891
負債の部合計	2,394,080	2,340,613	53,467	2,384,073	10,007
(資本の部)					
資本金	15,000	15,000		15,000	
資本剰余金	5,984	5,984	0	5,984	0
資本準備金	5,983	5,983		5,983	
その他資本剰余金	0	0	0	0	0
利益剰余金	71,383	67,034	4,349	68,904	2,479
利益準備金	10,431	10,431		10,431	
任意積立金	57,202	52,702	4,500	52,702	4,500
中間(当期)未処分利益	3,750	3,900	150	5,771	2,021
中間(当期)純利益	2,388	2,747	359	4,978	2,590
土地再評価差額金	10,430	11,742	1,312	10,931	501
その他有価証券評価差額金	15,180	11,476	3,704	16,302	1,122
自己株式	99	74	25	83	16
資本の部合計	117,878	111,162	6,716	117,038	840
負債及び資本の部合計	2,511,958	2,451,775	60,183	2,501,112	10,846

比較中間損益計算書(主要内訳)

株式会社大分銀行

(単位：百万円)

科 目	平成 16 年 中間期(A)	平成 15 年 中間期(B)	比 較 (A - B)	平成15年度 (要約)
経 常 収 益	24,867	24,703	164	49,878
資金運用収益	20,446	20,564	118	41,217
(うち貸出金利息)	( 15,537 )	( 15,874 )	( 337 )	( 31,728 )
(うち有価証券利息配当金)	( 4,863 )	( 4,634 )	( 229 )	( 9,395 )
役務取引等収益	3,829	3,352	477	6,895
その他業務収益	294	260	34	670
その他経常収益	296	526	230	1,094
経 常 費 用	19,961	20,255	294	40,726
資金調達費用	1,817	1,750	67	3,493
(うち預金利息)	( 408 )	( 605 )	( 197 )	( 1,090 )
役務取引等費用	834	810	24	1,639
その他業務費用	498	316	182	1,554
営業経費	15,327	15,616	289	30,706
その他経常費用	1,483	1,761	278	3,330
経 常 利 益	4,906	4,448	458	9,151
特 別 利 益	0	0	0	1
特 別 損 失	1,040	134	906	261
税引前中間(当期)純利益	3,866	4,314	448	8,892
法人税、住民税及び事業税	2,247	1,531	716	2,527
法人税等調整額	769	36	805	1,385
中 間 ( 当 期 ) 純 利 益	2,388	2,747	359	4,978
前期繰越利益	860	1,126	266	1,126
土地再評価差額金取崩額	500	26	474	26
中間配当額				360
中間(当期)未処分利益	3,750	3,900	150	5,771
業 務 純 益	8,201	7,452	749	16,486

**中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項**

## 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

## 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

## 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

## 4. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 動産不動産

動産不動産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物        5年～31年

動 産        5年～20年

## (2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## 5. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務        その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異    各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

## (追加情報)

当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 16 年 5 月 25 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は9,408百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」「日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号」第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は7,102百万円であります。

## 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,532百万円であります。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

**中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更**

## (固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用することを認めることとされたことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前中間純利益は820百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。

**追加情報**

## (外形標準課税)

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

**注記事項**

(中間貸借対照表関係)

## 1. 子会社の株式総額 60 百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。

## 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,658 百万円、延滞債権額は 44,470 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,611 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,739 百万円であります。なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,837 百万円であります。

## 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	37,664 百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

預金	17,799 百万円
----	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券47,625 百万円を差し入れております。

なお、動産不動産のうち保証金権利金は584 百万円あります。

## 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、531,679 百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが531,615 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。

なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は3,112 百万円、繰延ヘッジ利益はありません。

## 10. 動産不動産の減価償却累計額 31,609 百万円

## 11. 動産不動産の圧縮記帳額 2,080 百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

12. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額 9,995 百万円

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 933 百万円

その他 225 百万円

2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 1,182 百万円を含んでおります。

3. 継続的な地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、遊休資産について 820 百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

場所	用途	土地(百万円)	建物(百万円)	合計(百万円)
大分県大分市	遊休資産	699	0	699
大分県別府市	遊休資産	15	0	15
北九州市門司区	遊休資産	78	27	105
計		793	27	820

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、県内においては連携して営業を行っているためブロック単位）をグループINGの単位として取り扱っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（リース取引関係）

E D I N E T により開示を行うため記載を省略しております。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間末（平成 16 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

前中間会計期間末（平成 15 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

前事業年度末（平成 16 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。